

第125回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和5年11月7日(火)

開催場所：大阪府咲洲庁舎41階共用会議室⑦

案 件	審議結果等
(仮称)イオンタウン守口(守口市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 敷地北東側に設置される入口及び出口について、交通混雑など周辺環境への影響が懸念されるため、交通整理員の配置等によりの確な誘導を行い、円滑かつ安全な交通を確保すること。また、営業開始後において、周辺的生活環境に問題が生じた場合は、関係機関等と十分協議のうえ、適切に対応すること。 夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、届出者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。
(仮称)富田林錦織北複合商業施設(富田林市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。